



平成 29 年 9 月 26 日

各 位

会社名 ニチュ三菱フォークリフト株式会社
代表者名 取締役社長 ニノ宮 秀明
(コード番号 7105 東証第一部)
問合せ先 執行役員 総務部長 松浦 英生
(TEL : 075-951-7171)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関する補足事項
「支配株主との取引等に関する事項」について

当社は、平成 29 年 9 月 14 日の取締役会において、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行することを決議し、同日付で「株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」を公表しておりますが、「支配株主との取引等に関する事項」につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容
 - ①新株予約権の名称 ニチュ三菱フォークリフト株式会社第 6 回新株予約権
 - ②新株予約権の総数 30 個（割当予定数）
 - ③権利行使期間 平成 29 年 9 月 30 日から平成 59 年 9 月 29 日まで
 - ④新株予約権の割当日 平成 29 年 9 月 29 日
 - ⑤その他当社が平成 29 年 9 月 14 日付で公表した「株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」に記載した内容のとおり。

2. 支配株主との取引等に関する事項
本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行は、その一部につきましては、当社の支配株主の役員である御子神 隆氏（当社役員と兼務）が割当て対象者となっていたため、支配株主等との取引等に該当します。
 - (1) 本取引が支配株主との取引に該当していたこと
支配株主の役員である御子神 隆氏（当社役員と兼務）が割当て対象者となっていたた

め、本取引は、支配株主等との取引等に該当しておりました。しかしながら、当社が2017年9月14日に行った「株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」に記載の開示内容は、本取引が支配株主との取引に該当する旨その他支配株主との取引に関する所要の開示等が不足しており、開示義務を満たすものとなっておりませんでした。

(2) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、平成27年12月3日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、親会社との取引に関し、「その取引条件等は、他の取引先との取引における契約条件や市場価格を参考に他の一般取引と同様に合理的に決定しております。また、取引の実施に当たっては、他の取引先各社と同様に社内規程等に基づく承認を経て、公正な取引を実施しております。」と定めています。当社は、親会社の役員を割当て対象者に含む本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に際しても、この指針に従い、第三者評価機関の意見を踏まえて合理的に発行条件を決定するとともに、社内規程等に基づく承認を経て実施しておりますことを改めて確認し、当該指針に適合するものと判断いたしました。

(3) 少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）につきましては、平成29年9月25日付にて、当社の社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている加藤孝幸氏および大河内健氏から、本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行決議を当社の取締役会が行うことは当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の取締役会宛の意見書を取得しております。意見の概要は次に示すとおりです。

【意見書の概要】

①本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の割当てに関する合理性

御子神 隆氏は、当社の支配株主の役員であるとともに、当社役員を兼務しており、割当て対象者となることは合理的である。

②本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行手続の公正性

本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）は、平成24年6月28日開催の当社第111期定時株主総会において決議で承認された内容の範囲内で発行され

るものであり、かつ、その内容の詳細については、当社取締役会の決議に基づき決定されている。かかる取締役会の決議の議案については、取締役7名（うち独立役員である社外取締役2名）および監査役5名（うち独立役員である社外監査役1名）により十分な審議が行われ、当該取締役および監査役の全員が異論ない旨の意見を述べている。従って、本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行は、公正と認められる手続を通じて行われており当社の株主の利益に対する配慮がなされているものと認められる。

③本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の条件の公正性

当社は、独立した第三者評価機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がブラック・ショールズ・モデルにより算出した新株予約権の公正価値に基づき新株予約権の発行時の払込金額を決定しており、新株予約権の条件は公正なものと認められる。

④結論

本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行決議は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。

(4)公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本件株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を、平成24年6月28日開催の当社第111期定時株主総会の決議で承認された内容の範囲内で、当社取締役会における十分な審議を経て発行するものであります。また、発行条件が恣意的にならないように、当社および割当対象者から独立した第三者評価機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がブラック・ショールズ・モデルにより算出した新株予約権の公正価値に基づく条件により本件株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行するものであります。

なお、9月14日開催の本件、取締役会決議に於いて、御子神 隆氏は自身の割当部分の決議に参加いたしませんでした。

以 上